

海外派遣等危機管理マニュアル

(学生の海外派遣等に伴う危機管理について)

2024年6月改訂

名古屋工業大学

危機管理の必要性

各種留学プログラム、語学研修、国際化推進事業、研究インターンシップ若しくは国際学会への参加等、学生を海外に送り出す機会が年々増えている。

それに伴い、海外における危機を未然に防止する観点から、大学として安全に十分配慮する義務を果たし、それでも危機が発生した場合の対応についてあらかじめ策定する必要がある。

危機管理対応（マニュアル作成等）の必要なケース

危機管理を以下の事項に区分し、それぞれの対応、基準等について記載する。

I 危機管理対応（学生の派遣前）

II 学生の派遣後・危機発生時の危機管理対応

III 海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準

IV 派遣学生が行うべき危機管理対応

目次

I 危機管理対応（学生の派遣前）

- | | | |
|---|----------------------|---|
| 1 | 派遣前オリエンテーション | 1 |
| 2 | 派遣学生の情報等について | 2 |
| 3 | 危機管理セミナーの開催 | 2 |
| 4 | 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用 | 2 |
| 5 | 休学の理由が「留学」の場合の留意点 | 3 |
| 6 | その他 | 3 |

II 学生の派遣後・危機発生時の危機管理対応

- | | | |
|---|---|---|
| 1 | 危機のケース | 4 |
| | ・大規模な災害、テロ、事故等に巻き込まれた場合 | |
| | ・事件、事故等の被害者となった場合 | |
| | ・事件、事故等の加害者となった場合 | |
| | ・刑事事件の被疑者として逮捕若しくは手配される又はその可能性が高い場合・派遣先大学等で懲戒処分を受けた場合又は派遣先国（地域）で国外退去処分等の対象となる行為について容疑が生じた場合 | |
| | ・病気等により重篤な状態となった場合又は急逝した場合 | |
| | ・原因の如何を問わず行方不明となった場合 | |
| 2 | 危機発生時の基本的対応方針 | |
| | ・大規模な災害、テロ、事故等に遭い、生死不明又は死亡した場合 | 4 |
| | ・病気、災害、事件・事故に遭ったが、学生の生存について確認がされた場合 | 5 |
| | ・病気、災害、事件・事故に遭い、学生が死亡又は行方不明となった場合 | 6 |

III	海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準	
1	派遣先国（地域）の事情による判断	8
	・海外危険情報の種類と危険度のランク並びに本学の対応方針	
	・海外渡航時の派遣先の安全確認のための参考リンク集	
2	派遣先大学等における諸事情による判断	9
	・派遣先大学等における学業継続不可	
	・派遣先大学等で懲戒の処分を受けた場合	
	・派遣先大学等周辺の生活環境等が悪化している場合	
3	個人的事情による判断	10
	・病気、けが対策	
	・犯罪対策	
IV	派遣学生が行うべき危機管理対応	
1	渡航前に行う事項	11
	・留学に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項	
	・渡航前に行うべき各種手続き	
	・保険への加入と確認すべき事項	
	・国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集	
	・派遣先大学等の危機管理体制等についての情報収集	
2	渡航後に行う事項	12
	・在外公館への「在留届」の提出と危険情報の把握	
	・派遣先大学等での危機管理体制把握と名古屋工業大学への連絡	
	・自己の危機管理	
3	危機に遭遇した場合の対応	13
	・派遣先大学等への連絡	
	・緊急連絡体制図に基づく名古屋工業大学への連絡・相談	
	・在外公館への連絡	
	・家族への連絡	
	・保険会社への連絡	
V	関係機関及び在外公館一覧	14

I 危機管理対応（学生の派遣前）

1 派遣前オリエンテーション

本学が海外へ学生を派遣するに当たり、各種留学プログラム、語学研修、学生派遣事業等の担当教員及び国際学会等に出席する学生の指導教員（以下、「担当教員」という。）は、派遣前オリエンテーションや留学等相談の機会を設け、以下の事項について派遣学生に安全対策と危機管理の観点から十分な説明及び指導を行う。

- (1) 外務省のホームページにある各国・地域情勢や在外公館のホームページ等を利用して派遣先国（地域）の国際情勢の変化や動向（テロ、天変地異、流行病等）を注視し危険度・危険情報を把握した上で学生に対して指導し助言する。その上で、学生本人及び保護者等との連名による誓約書・同意書（別紙2）を提出させる。併せて、印刷物（外務省発行の「海外旅行のトラブル回避マニュアル」等）を配布し、注意喚起を行うと共に、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録させる。

たびレジ：<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/agree.html>

- (2) 派遣先国（地域）の風俗、習慣及び式祭典等の特徴や性倫理等の文化的差異を把握し学生に対し指導し助言する。
- (3) 派遣先国（地域）の派遣当時における対日感情や日本人に対するイメージ及び傾向を把握し、現地において注意すべき言動について学生に対して指導し助言する。
- (4) 派遣先国（地域）で流行している感染症について、厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して最新の情報を収集し、感染症に応じて事前に予防接種を受けるよう説明及び指導する。
- (5) 危機に遭遇した際の連絡体制「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」について、あらかじめ説明し派遣前に確認をさせる。
- (6) 派遣先（留学先）、期間、派遣先住所、連絡先、派遣先大学担当教員等について記載された「留学願（別記様式1）」、「出国届（別記様式2）」を提出させる。また、渡航後、それらに変更になった場合は、速やかに担当教員及び国際交流課へ連絡するよう周知しておく。
(連絡先：international@adm.nitech.ac.jp)
- (7) 派遣前に健康状態のチェックを行い、必要に応じて保健センターでの相談や病院等での健康診断を受けさせるよう指導する。
特に現在、通院して治療中の者は、必ず医師に相談し、留学等が可能かを判断してもらい、担当教員に報告させる。また、可の場合派遣先での受診医療機関を確かめるなど継続医療を行う体制を整えておくよう指導する。

- (8) 3か月以上海外に滞在する場合は、「在留届」を提出するよう学生に周知する。
(日本出発前でも現地到着の90日前から、住所が未定であってもオンラインにて在留届を届け出ることが可能)
(注) 事件・事故や災害に遭った場合又は遭ったのではないかと思われるとき、在外公館は「在留届」を基に安否の確認、緊急連絡、救援活動、留守宅への連絡等、援護、援助をしてくれる。(滞在期間が3か月未満の者にあつては、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録のみでも可とするが、治安情勢が不安定な国(地域)への渡航の場合は、滞在期間が3か月未満であっても「在留届」を提出する。)
- (9) 留学等に伴う心理的なストレスが生じた場合は遠慮せず対応窓口にご相談するように説明しておく。(学生なんでも相談室 soudan@adm.nitech.ac.jp)
- (10) 海外旅行保険について説明し、加入させる。
本学が海外へ学生を派遣する、各種留学プログラム、語学研修、学生派遣事業及び国際学会出席等については「公益財団法人日本国際教育支援協会」の「学研災付帯海外留学保険(幹事損保会社:東京海上日動火災保険株式会社)」に加入させる。
- (11) やむを得ない事情(派遣先国(地域)における大規模災害、テロ等、重大な危機が発生)により派遣事業等をキャンセルする場合には必要な費用は、原則として学生の負担となる旨説明する。
また、このことについて「誓約書・同意書(別紙2)」を提出させる。

2 派遣学生の情報等について

担当教員は、海外に派遣する学生の情報及び派遣前オリエンテーションの実施状況について国際交流課に報告するものとし、必要に応じて国際企画院に報告するものとする。

3 危機管理セミナーの開催

国際企画院は、必要に応じて、渡航に係る危機管理意識の高揚を図るため、危機管理の専門家を招き危機管理セミナーや説明会を開催する。

4 派遣前に大学が想定すべき危機管理対応費用

本学の学生が海外留学中に死亡、入院、行方不明になった場合、その対応費用、救援者現地派遣費用、遺体移送費用等については、加入を義務づけている「学研災付帯海外留学保険」によって補償されるが、この保険で不足する移送費用や教職員の派遣費用については大学が負担し、国大協保険の適応を受けるものとする。

5 休学の理由が「留学」の場合の留意点

休学の理由が留学の場合は、必ず「留学願」及び「出国届」を併せて提出させ、国際交流課において当該学生に対し派遣前のオリエンテーションを行う。

この場合、健康保険等の海外療養費支払制度について説明するとともに、「海外旅行保険（留学保険）」等の資料配布と加入案内を行う。さらにクレジットカードに自動付帯している保険では、実際に事故に遭遇した場合には、補填されないケースがあることについての説明も行い、十分な補償が得られる保険に加入させる。

また、海外旅行保険（留学保険）等で補填されないものについては「学生総合共済保険」等で補償されることもあるので、これらについても説明を行う。

6 その他

担当教員が行う派遣前のオリエンテーションは、留学生センター、保健センター及び国際交流課等の協力を得て行うものとする。

また、危機発生時における派遣先大学の連絡・対応等について、関係者の協力を得るため事前の確認と要請を行っておくこととする。

Ⅱ 学生の派遣後・危機発生時の危機管理対応

1 危機のケース

本学の学生を海外へ派遣等する際に想定される危機発生ケースとして、主に以下の事項が考えられる。

- (1) 大規模な災害、テロ、飛行機・列車事故等が発生し、これに巻き込まれて死亡又は生死不明となった場合
- (2) 事件・事故等の被害者となった場合
- (3) 事件・事故等の加害者となった場合
- (4) 刑事事件の被疑者として逮捕若しくは手配される又はその可能性が高い場合
- (5) 派遣先大学等で懲戒処分を受けた場合又は派遣先国（地域）で国外退去処分等の対象となる行為について容疑が生じた場合
- (6) 重篤な疾病に罹患若しくは傷害を負った場合又は急逝した場合
- (7) 行方不明となった場合（原因は問わない）

2 危機発生時の基本的対応方針

【危機管理対策本部を設置する場合】

上記「1 危機のケース」のそれぞれのケース毎に、危機管理対応は異なったものとなるが、いずれのケースであっても原則として「国立大学法人名古屋工業大学危機管理規則」に基づき、以下により対応する。

- ①派遣先国（地域）で大規模な災害、テロ、事故等が発生し、本学の学生がこれに巻き込まれた場合又はその可能性が高い場合、危機管理対策本部を設置することについて、学長は速やかに判断する
- ②危機管理対策本部の組織及び担当業務内容等は、「国立大学法人名古屋工業大学危機管理規則」及び「学生を海外に派遣等した際の学内危機管理対応体制図（危機管理対策本部設置の場合）（別表1-1）」に定めるものとする。
- ③危機管理対策本部のメンバーは、危機発生後直ちに対策本部へ集合し、当面必要な対応（現地の連絡先・担当者等の確認、同者からの情報収集等、正確な状況把握）を行う。
- ④危機発生時の情報収集・連絡等については、派遣先大学等の協力を得て原則として

「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」に基づき行う。

⑤担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡し、補償内容について確認する。

⑥危機管理対策本部は、現地の状況を外務省、在外公館等を通じて十分に把握した上で対応のための教職員等（通訳を含む。）の派遣が可能かを検討する。

派遣が必要かつ可能な場合には、直ちに派遣者を決定し出張命令、航空券、ホテルの手配等の手続きを行う。

また、現地対応に当たっては、外務省及び在外公館へ事前の協力依頼を行っておくことが望ましい。

⑦担当部局は、当該学生の家族が現地へ同行することになった場合には、航空券やホテルの手配、現地での対応等について、大学として支援する。

⑧現地対応のために派遣された教職員は、現地大学の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、危機管理対策本部に報告する。

危機管理対策本部は、関係機関等と連絡をとり大学としての対応を決定する。

⑨教職員等を現地に派遣しない場合においても、危機管理対策本部は、関係機関等と連絡を密にして、大学としての対応を決定する。

【危機管理対策本部を設置しない場合】

上記「1危機のケース」のうち、（2）から（7）の場合においては、状況等によっては危機管理対策本部を設置せず、それぞれのケース毎に以下のとおり対応に当たることがある。

ただし、（2）から（7）の場合であっても、本学の学生が生命の危機に巻き込まれた場合又はその可能性が高い場合は、（1）のケースと同様に2の①により対応する。なお（3）、（4）の場合は、関係機関の協力を得ながら、大学として被害者に対して誠意ある対応をする。特に被害者の家族やマスコミ等には最優先かつ細心の注意を払って対応する。

危機発生の連絡を受けた担当教員は、「事故等発生連絡票（別紙1）」を作成し、関係部局に報告するとともに、「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」に基づき、速やかに情報の収集・連絡を行うものとする。

また、関係部局の担当業務内容等は、「学生を海外に派遣等した際の学内危機管理対応体制図（危機管理対策本部未設置の場合）（別表1-2）」に基づくものとするが、当該学生の状態により、それぞれ下記（1）、（2）に基づき対応する。

(1) 病気、災害、事件、事故等に遭遇したものの本人が生存していることが確認されている場合

- ①担当部局は、当該学生の状態、現地の状況を正確に把握すべく、情報収集に努め、これら情報を「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」により共有する。
- ②学長は、これら情報を基に必要な応じて理事、リスクマネジメントセンター防災安全部門長、副学長、国際企画院ほか関係者の意見を聞き、教職員の派遣、対応等を検討する。
- ③現地対応の教職員等の派遣が必要かつ可能となった場合は、担当部局は直ちに遣者を決定し、出張命令、航空券、ホテルの手配等の手続きを行う。
また、現地対応について、担当部局から文部科学省、外務省及び在外公館へ事前の協力依頼を行う。
- ④当該学生の家族が現地へ同行する場合は、航空券やホテルの手配、現地での対応等について、大学として支援する。
- ⑤現地対応のために派遣された教職員は、派遣先大学等の担当者、病院、在外公館等と連絡・相談の上、その後の対応方法を検討し、担当部局に報告する。
これら情報を基に、学長は必要な応じ理事、リスクマネジメントセンター防災安全部門長、副学長、国際企画院ほか関係者の意見を聞き、その後の対応（帰国の必要性、留学継続の可否）等を決定する。
- ⑥教職員を現地に派遣しない場合であっても、当該学生へのサポート等について、担当部局は、派遣先大学等の担当者、病院、文部科学省、外務省及び在外公館等と連絡を密にし、情報収集に努める。
- ⑦担当部局、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡し、補償内容について確認する。

(2) 病気、災害、事件、事故等に遭遇し、本人が死亡又は行方不明となった場合

- ①担当部局は、当該学生及び現地の状況を正確に把握すべく、情報収集に努め、これら情報を「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」により共有する。
- ②学長は、これら情報を基に必要な応じて理事、リスクマネジメントセンター防災安全部門長、副学長、国際企画院ほか関係者の意見を聞き、原則として教職員の派遣を決定する。

担当部局は出張命令、航空券、ホテルの手配等の手続を行う。

また、現地対応に当たっては、担当部局から外務省及び在外公館へ事前の協力依頼を行う。

③当該学生の家族が現地へ同行する場合には、航空券やホテルの手配、現地での対応等について、大学として支援する。

④担当部局は、危機発生について速やかに関係する保険会社に連絡し、補償内容について確認する。

⑤現地対応のために派遣された教職員等は、現地大学等の担当者、病院、在外公館等及び当該学生の家族等と連絡・相談の上、その内容を大学に報告する。

報告を受けて学長は、その後の対応（死亡の場合は火葬の有無又は遺体移送手続等、行方不明の場合は今後の捜索方法等）を必要に応じて理事、リスクマネジメントセンター防災安全部門長、副学長、国際企画院ほか関係者の意見を聞き決定する。

Ⅲ 海外への派遣の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断基準

留学等により海外へ学生を派遣する場合、その留学等の実施、中止、延期、継続及び途中帰国の判断に当たっては、「1 派遣先国（地域）の事情」、「2 派遣先大学・機関等の諸事情」、「3 個人的事情」に分けて判断する。

1 派遣先国（地域）の事情による判断

派遣先国（地域）の事情により判断する場合は、海外における日本人の安全対策の一環として、外務省から提供されている特定の国・地域の治安や安全性に関する情報を基に、当該国又は地域の治安状況等を4段階の危険度に区分した下記「海外危険情報」の対応方針により判断する。

外務省の海外安全情報に基づく海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

なお、外務省の海外危険情報に該当しない国（地域）又は外務省の海外危険情報がレベル1の国であっても、治安の急速な悪化や災害、騒乱、テロ等の緊急事態が発生又は予測される場合、「戒厳令」、「非常事態宣言」に類する対策が講じられている場合及び感染症危険情報が発出されている場合には、派遣の実施、中止、継続及び途中帰国について外務省の情報、国際企画院の意見等を基に検討し、学長が決定する。

(1) 「海外危険情報」の種類と危険度のランク並びに本学の対応方針

危険度のランク	危険情報の説明	本学の対応方針
レベル1 「十分注意してください。」	その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくため特別な注意が必要です。	派遣先と連絡をとって現地の安全を確認し、単独行動を避ける等、十分な注意をした上で学生を派遣する。 教職員が同行することが望ましい。
レベル2 「不要不急の渡航は止めてください。」	その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。	派遣（留学等）の延期又は中止を基本方針とする。

レベル3 「渡航は止めてください。（渡航中止勧告）」	その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください、（場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。）	派遣（留学等）の延期又は中止（途中帰国）とする。
レベル4 「退避してください。渡航は止めてください。（退避勧告）」	その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。	派遣（留学等）を中止させ即刻帰国させる。

(2) 海外渡航時における派遣先国（地域）の安全確認のための参考リンク集

- ・ 外務省 (<https://www.mofa.go.jp/mofaj/>)
- ・ 海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp/>)
- ・ 在外公館医務官情報（世界の医療事情）
(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/medi/>)
- ・ 厚生労働省 (<https://www.mhlw.go.jp/index.html>)
- ・ 海外渡航者のための感染症情報（FORTH）
(<https://www.forth.go.jp/index.html>)
- ・ 厚生労働省検疫所
(<https://www.mhlw.go.jp/general/sosiki/sisetu/ken-eki.html>)
- ・ 労働者健康安全機構 (<https://www.johas.go.jp/>)
- ・ 国際協力機構（JICA） (<https://www.jica.go.jp/>)
- ・ 国立感染症研究所（NIID） (<https://www.niid.go.jp/niid/ja/index.html>)
- ・ 感染症疫学センター（IDSC）
(<https://www.niid.go.jp/niid/ja/from-idsc.html>)

2 派遣先大学・機関等の諸事情による判断

次の場合は、原則として留学等を延期、中止又は帰国させる。担当教員は、派遣先大学・機関等の教員等との連絡を緊密に取り、正確な情報収集及び状況把握に努めなければならない。

- (1) 派遣先大学・機関等における学業継続が困難（学力不足、自然災害等）となった場合
- (2) 派遣先大学・機関等で懲戒処分を受けた場合又は派遣先国（地域）で国外退去処分等の対象となる行為について容疑が生じた場合
- (3) 派遣先大学・機関等周辺の自然環境の悪化等、生活の継続が困難化してきている場合

3 個人的事情による判断

(1) 病気、けが対策

①留学等による渡航予定の学生には、健康診断を受けて有病疾患の管理を行うことができるよう準備をさせる。現在、通院して治療中の者については、留学等に耐えられるかについて医師の判断をもらう。

また、派遣先での受診医療機関を確かめる等継続治療を行う体制を整えておくよう指導する。

②留学中等の学生が、病気やけがにより長期の入院治療（1か月以上）が必要となった場合は、原則として日本への帰国を促す。透析やリハビリ等、長期の自宅療養が必要となった身体疾患の場合も健康管理を優先し、帰国させることが望ましい。

③留学等の継続が困難となる精神科疾患を有する場合は、医師やカウンセラーの所見を参考に、帰国させることが望ましい。

(2) 犯罪対策

①刑事事件の被疑者として逮捕若しくは手配される又はその可能性が高い場合は、派遣先国（地域）の法律に基づき、処分を受けることとなるため、それを基に判断する。

テロの被害者となった場合は、現地の日本大使館又は総領事館に相談する。

②薬物等の依存症に罹患した場合は、派遣国（地域）の法律上の扱いに基づき判断する。

IV 派遣学生が行うべき危機管理対応

1 渡航前に行う事項

(1) 留学等に伴う危機管理に対する心構えと準備すべき事項

①危機発生の可能性を十分認識しておく。

また、やむを得ない事情（派遣先国（地域）における大規模災害、テロ等、重大な危機が発生）により大学が派遣事業等を中止した場合、必要な費用は、原則として学生の負担となることを確認の上、「誓約書・同意書（別紙2）」を国際交流課に提出する。

②危機発生時のシミュレーションをしておく。特に緊急時（トラブル発生時）の連絡先を確認する。

③健康状態をチェックする（保健センター等への相談や健康診断を受ける）。

(2) 渡航前に行うべき各種手続き

①「休学願」、「留学願」、「出国届」及び「加入した保険の補償内容を記した書類」を国際交流課へ提出する。

②危機管理に関する説明会やオリエンテーションに参加する。

③外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録する。

(3) 保険への加入と確認すべき事項

①留学中の危機に備え、「学研災付帯海外留学保険」に必ず加入する。この保険には付帯サービスとして東京海上日動海外総合サポートデスクが付いており24時間、365日、電話で各種サービスが受けられることを、事前に確認しておく。

休学して留学する場合には、上記「学研災付帯海外留学保険」には加入できないため、自身にて「死亡・後遺障害」、「治療救済費用」、「賠償責任」の補償を含む海外旅行保険に加入する。

②航空機事故等に備え、航空券を手配した旅行会社や航空会社の危機発生時の補償を確認する。

③渡航前に加入した保険の内容について、必ず国際交流課に連絡する。

(4) 国際情勢、渡航先の安全性についての情報収集

①国際情勢の変化や動向について把握する。

②外務省、在外公館等のホームページ等を利用して、渡航先の現地安全情報を把握する。

③厚生労働省検疫所のホームページ等を利用して渡航先（国）の感染症情報を把握し、必要な場合には予防接種を受ける。

④渡航先（国）の政治・社会・文化、日本との関係や対日イメージ等を理解しておく。

(5) 派遣先等の危機管理体制等についての情報収集

①危機管理体制や危機管理に関するオリエンテーション等の実施状況を調査する。

②派遣先で加入する危機管理に関する保険の種類や内容を把握する。

2 渡航後に行う事項

(1) 在外公館への「在留届」提出と危険情報の把握

①災害やテロ等の緊急時の安否確認、退避の手配の連絡・保護が在外公館から受けられるよう、旅券法により3か月以上外国に滞在する日本人は、「在留届」を提出しなければならない。（滞在期間が3か月未満の者にあつては、外務省海外旅行登録「たびレジ」への登録のみでも可とするが、治安情勢が不安定な国（地域）への渡航の場合は、滞在期間が3か月未満であっても「在留届」を提出する。）

②在外公館のホームページ等で、定期的に派遣先の危険情報について把握する。

(2) 派遣先大学等での危機管理体制把握と名古屋工業大学への連絡

①派遣先大学等で危機管理に関する情報収集を行い、オリエンテーション等に参加する。

②派遣先大学等の緊急時の対応体制と連絡システムを把握し、担当教員、国際交流課へ報告する。

③渡航後に加入した保険とその内容について、担当教員、国際交流課へ報告する。

(3) 自己の危機管理

①緊急連絡先（派遣先大学の電話番号等）を記したメモを外出の際は携行する。

②緊急時の家族への連絡体制を確認しておく。

③緊急時の名古屋工業大学への連絡体制を確認しておく。

・本人若しくは派遣先の関係者等から連絡する体制を確保しておき、担当教員、国際交流課へ連絡する。

・派遣先大学等の関係者に緊急時の名古屋工業大学への連絡先を知らせておく。

・「海外留学・研修先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」を

基本に、連絡が行えるようにしておく。

④留学中は、原則として自動車の運転をしない。（違反や事故の場合の諸手続き、賠償責任やコスト面の問題等が発生するため）

3 危機に遭遇した場合の対応

- (1) 派遣先大学等の緊急連絡先へ連絡し、その指示に従って行動する。
- (2) 「海外の派遣先等で事件・事故等が発生した場合の連絡体制図（別表2）」に基づき名古屋工業大学へ連絡・相談する。自ら連絡できない場合等は、派遣先や在外公館の関係者に名古屋工業大学への連絡を依頼する。
- (3) 在外公館へ連絡し、指示に従って行動する。
- (4) 家族へ連絡する。
- (5) 保険会社へ連絡する。

4 帰国後の安全管理

- (1) 感染症が発生した又は発生が疑われる渡航先から帰国した学生は、発病の危険性があるため、最寄りの保健所又は専門医の診察を受ける。
- (2) 罹患が疑われる学生は保健所又は専門医の許可があるまで、自宅又は専門医等、医療機関が指定する場所にて待機する。

5 私事渡航者への対応

私事による渡航については本学学生の安全管理の観点から、本マニュアルを準用して対応する。

また、本学学生からの具体的な相談については、国際交流課において対応する。

V 関係機関及び在外公館一覧

在中華人民共和国大使館 〈People's Republic of China, Embassy of Japan〉
No. 1 Liangmaqiao Dongjie, Chaoyang District, Beijing 100600, People's
Republic of China (北京市朝陽区亮馬橋東街1号)
Tel: (86-10) 8531-9800, Fax: (86-10) 6532-7081
https://www.cn.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在大韓民国大使館 〈Korea, Embassy of Japan〉
Twin Tree Tower A, 6, Yulgok-ro, Jongno-gu, Seoul, Republic of Korea.
(ソウル特別市鍾路区栗谷路6 ツインツリータワーA 棟8階)
Tel: (82-2) 739-7400 (領事部)
Fax: (82-2) 739-7410 (領事部査証)
(82-2) 723-3528 (領事部旅券、戸籍・国籍、証明)
https://www.kr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在タイ国大使館 〈Thailand, Embassy of Japan〉
177 Witthayu Road, Lumpini, Pathumwan, Bangkok 10330, Thailand
Tel: (66-2) 696-3000, 207-8500,
https://www.th.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在シンガポール大使館 〈Singapore, Embassy of Japan〉
16 Nassim Road, Singapore, 258390, Republic of Singapore
Tel: (65) 62358855, Fax: (65) 67331039
https://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在インド大使館 〈India, Embassy of Japan〉
Plot No. 4&5, 50-G Shantipath, Chanakyapuri, New Delhi 110021
Tel: (91-11) 4610-4610, Fax: (91-11) 2688-5587
https://www.in.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在スリランカ大使館 〈Sri Lanka, Embassy of Japan〉
3rd&4th Floor, M2M Veranda Office, No. 34, W. A. D. Ramanayake Mawatha, Colombo 2, Sri Lanka
Tel: (94-11) 2693831~3, Fax: (94-11) 2698629
https://www.lk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在英国大使館 〈United Kingdom (U.K.), Embassy of Japan〉
101-104, Piccadilly, London, W1J7JT, U.K.
Tel: (44-20) 7465-6500, Fax: (44-20) 7491-9348
https://www.uk.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在フランス大使館 〈France, AmbassadeduJapon〉
7, AvenueHoche, 75008, Paris, France
Tel: (33-1) 4888-6200
https://www.fr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ドイツ大使館 〈Germany, BotschaftvonJapan〉
Hiroshimastraße6, 10785Berlin, BundesrepublikDeutschland
Tel: (49-30) 210940, Fax: (49-30) 21094222
https://www.de.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在オランダ大使館 〈Netherlands, EmbassyofJapan〉
TobiasAsserlaan5, 2517KC, TheHague, TheNetherlands
Tel: (31-70) 3469544, Fax: (31-70) 3106341
https://www.nl.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在イタリア大使館 〈Italia, AmbasciatadelGiappone〉
ViaQuintinoSella, 6000187Roma, Italia
Tel: (39) 06487991
https://www.it.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ベルギー大使館 〈Belgique, EmbassyofJapan〉
RueVanMaerlant1, 1040Bruxelles, Belgium
Tel: (32-2) 513-2340, 500-0580 (領事部) , Fax: (32-2) 513-1556
https://www.be.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在オーストリア大使館 〈Österreich, JapanischeBotschaft〉
Hessgasse6, 1010Wien, Österreich
Tel: (43-1) 531920, Fax: (43-1) 5320590
https://www.at.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在スイス大使館 〈Suisse, AmbassadeduJapon〉
Engestrassse53, 3012Berne, Suisse
Tel: (41-31) 300-22-22, E-Mail: eojs@br.mofa.go.jp
https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ハンガリー大使館 〈Hungary, EmbassyofJapan〉
1125BudapestZalaiút7. Hungary
Tel: (36-1) 398-3100, Fax: (36-1) 275-1281
https://www.hu.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在スウェーデン大使館 〈Sweden, EmbassyofJapan〉
Gärdesgatan10, 11527Stockholm, Sweden
Tel: (46-8)579-35300, Fax: (46-8)661-8820
https://www.se.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ロシア大使館 〈Russia, EmbassyofJapan〉
Grokhol'skyPereulok27, 129090, Moscow, Russia
Tel: (7-495)229-2550, 229-2551, Fax: (7-495)229-2555
https://www.ru.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在トルコ大使館 〈Turkey, EmbassyofJapan〉
ResitGalipCaddesiNo. 81, Gaziosmanpasa, 06680, Cankaya, Ankara, Turkey
Tel: (90-312)446-0500
https://www.tr.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在エジプト大使館 〈Egypt, EmbassyofJapan〉
81CornicheE1NilStreet, Maadi, CairoEgypt
(P. O. Box500maddi)
Tel: (20-2)25285910, Fax: (20-2)25285905
https://www.eg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ウガンダ大使館 〈Uganda, EmbassyofJapan〉
Plot8, KyadondoRoad, Nakasero, Kampala, Uganda
Tel: (256-31)-2261-564~6, Fax: (256-31)2261-567
https://www.ug.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在タンザニア大使館 〈Tanzania, EmbassyofJapan〉
PlotNo. 1018, AliHassanMwinyiRoad, DaresSalaam, Tanzania
(P. O. Box2577)
Tel: (255-22)2115829, 2198039, 2117383, 2117384, Fax : 255-22)2115830
https://www.tz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在アメリカ合衆国大使館 〈UnitedStatesofAmerica (U. S. A), EmbassyofJapan〉
2520MassachusettsAvenueNW, WashingtonD. C. 20008.
Tel: (1-202)238-6700
<https://www.us.emb-japan.go.jp/j/>

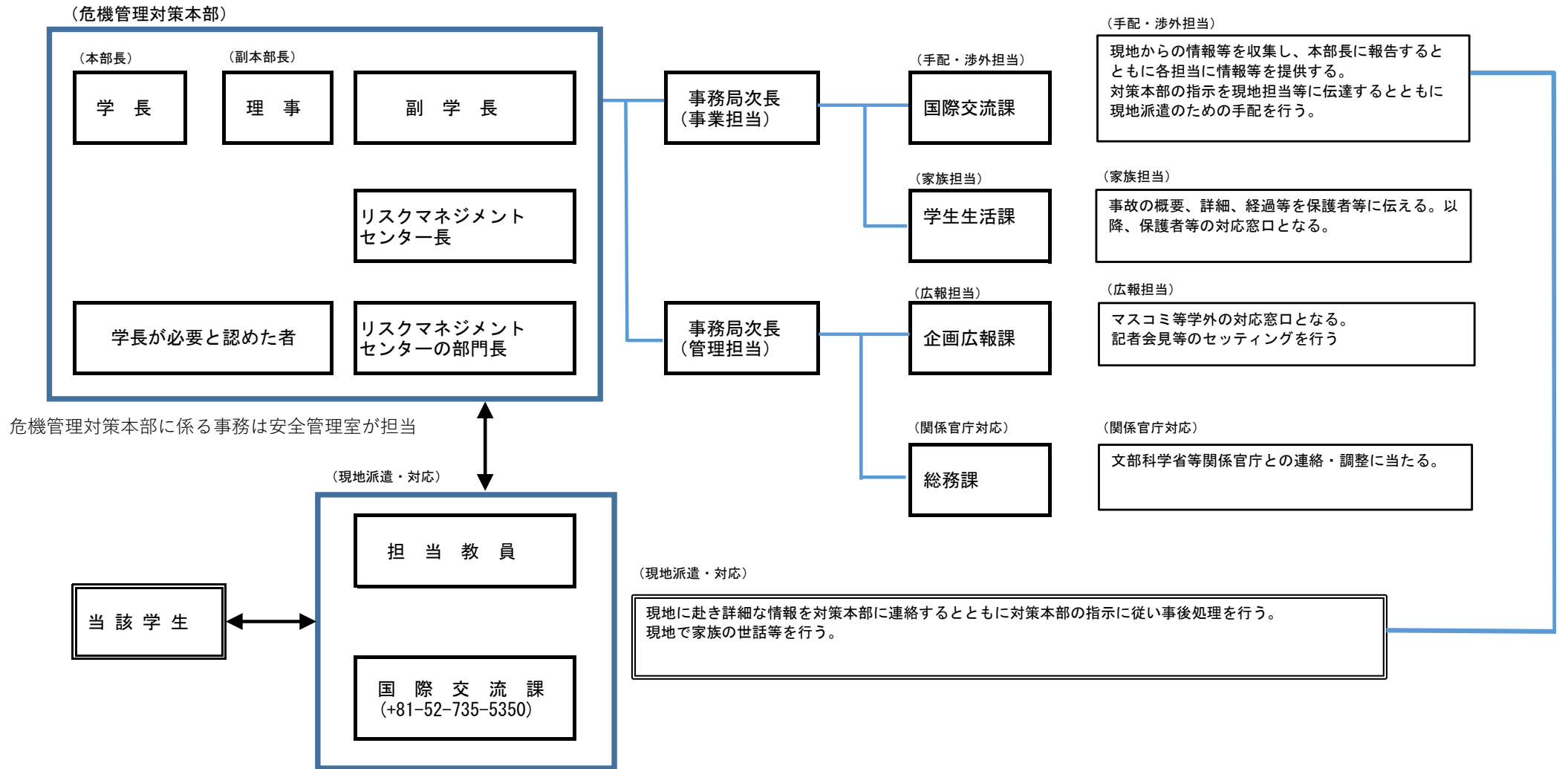
在カナダ大使館 〈Canada, EmbassyofJapan〉
255SussexDrive, Ottawa, OntarioK1N9E6, Canada
Tel: (1-613)241-8541,

https://www.ca.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html
在メキシコ大使館 〈México, EmbajadadelJapón〉
PaseodelaReformaNo. 243, Torremapfrepiso9Col. Cuauhtéemoc, C. P. 06500,
CiudaddeMéxico, México
(Apartado5-101)
Tel: (52-55)5211-0028, Fax: (52-55)5207-7030
https://www.mx.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在オーストラリア大使館 〈Australia, EmbassyofJapan〉
112EmpireCircuit, Yarralumla, CanberraA. C. T. 2600, Australia
Tel: (61-2)6273-3244, +61(02)51043352 (閉館時のみ) Fax: (61-2)6273-1848
https://www.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

在ニュージーランド大使館 〈NewZealand, EmbassyofJapan〉
Level18, MajesticCentre, 100WillisStreet, Wellington6011, NewZealand
(P. O. Box6340, MarionSquare, Wellington6141)
Tel: (64-4)473-1540,
https://www.nz.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

学生を海外に派遣等した際の学内危機管理対応体制図（危機管理対策本部設置の場合）



学生を海外に派遣等した際の学内危機管理対応体制図（危機管理対策本部未設置の場合）

